

第六十三回 参議院 社会労働委員会 会議録第五号

昭和四十五年三月十七日(火曜日)
午後一時十九分開会

委員の異動

三月十三日

辞任

内田 善利君

補欠選任

渋谷 邦彦君

出席者は左のとおり。

委員長

佐野 芳雄君

理事

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

吉田忠三郎君

渋谷 邦彦君

委員

高田 浩運君

山崎 五郎君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

占部 秀男君

中村 英男君

藤原 道子君

柏原 ヤス君

政府委員

人事院事務総局
給与局長

厚生省公衆衛生
局長

厚生省医務局長

事務局側

常任委員会専門
員

尾崎 朝夷君

村中 俊明君

松尾 正雄君

中原 武夫君

説明員

厚生省医務局看
護課長 永野 貞君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○社会保険制度等に関する調査
(看護婦問題に関する件)

(精神病院に関する件)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員
会を開会いたします。

理事の補欠選任についておはかりいたします。

去る十二月、渋谷邦彦君が一たん委員を辞任さ
れましたので、理事が一名欠員となっております。

この際、理事の補欠選任を行なうたいと存しま
す。

理事の選任につきましては、先例により委員長
にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、理事に渋谷邦彦君を指名いたしま
す。

○委員長(佐野芳雄君) 社会保険制度等に関する
調査を議題として質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○藤原道子君 私は、質問に入ります前に、視察
の結果について問題を提起したいと思いま
す。

去る三月の十二日の午後、佐野委員長、吉田理
事、山崎委員、それに中沢委員及び私は、川崎市
の生田にある医療法人新光会経営の生田精神科病
院を視察した後、川崎市所在の関東労災病院を視

察いたしました。関東労災病院は、目下、看護婦
不足と病棟の縮小とをめぐって紛争中でありまし
たので、関係者から、今日までの経過、紛争解決
の見通し等につき意見を聴取いたしました。

以下、両病院の実情等につきまして簡単に紹介
を兼ね、あわせて、若干の問題提起をいたしたい
と存じます。

川崎市の生田病院は、総病床数三百五十二床、
指定病床数百五十床を有し、敷地内には看護学
院を運営している、民間経営としては中程度の普
通の精神病院であります。三月十日現在で、職員
総数百二十一名、うち医師は常勤五名、非常勤四
名、非常勤歯科医師一名の合計十名がおり、看護
婦は正看護二十名、准看護二十四名、看護助手十四名
で、合計五十八名でありますから、医療関係職員
の数は総病床数に対して基準定員を一応満たして
おります。また、入院患者数は、昭和四十四年一
月一十二月間の平均数は三百五十八人で、内訳は
措置入院百八人、生活保護入院百十三人、社会保険
入院百四十五人であり、三月十日現在の入院患者
総数は三百六十五人となっております。

当病院は、民間立のゆえもあって、重症患者は
ほとんどなく、比較的軽症者が多く、保護室に入
室せしめるような場合もほとんどないと説明して
おりました。したがって、最近、精神病院をめぐ
って社会的問題を提起しているような患者に対
する非人道的な処遇事実はありませんでした。た
だ、病院建築の約二分の一、二千平方メートルは
鉄筋コンクリート建てであります。残りの二分
の一強の二千三百平方メートルは木造建築であ
り、かつ、相当老朽した建物があり、その上、敷
地が丘の上にあつて、周辺の宅地造成に伴つて一
般民家も新築されておりますので、火災の防止と
患者の待避の見地から検討の必要があると思われ
ます。これに関して、病院側からは、精神病院の

特質に着目した改築資金の特別措置を要望してお
りました。次に、当病院のような軽症者の多い病
院に対しても、重症者を収容するところと同様に
一律の医療要員基準を強制されることの不合理性が
指摘されて、医療法の検討を望む希望が述べられ
ました。

次に、関東労災病院におきましては、紛争中の
ことでありますので管理者側、病棟部長代表、
入院患者代表及び労働組合の代表者から、別々
に、今日までの経過、これからの対策等について
意見を聴取いたしました。

管理者側は、現在当病院の職員の定数四百三十
一名に対して、三百九十一名と、一割に相当する
四十名の欠員があること、とりわけ看護婦につい
ては、欠員数が定員百九十七名に二十九名の不足
という、一割五分もの欠員を早急に充足すること
が不可能である上に、加えて、年度内にさらに退
職者も予定されておられ、これらの退職者には有給休
暇の残りを退職前に消化する慣行があるために、
看護婦不足は一そう深刻となるといふ実情が述
べられました。その上に、看護婦の夜勤交代時間
に関する協定が円滑に実施されない等の事情が重
なつて、現状のままの病棟配置では責任が持てな
いので、病棟を合理的に縮小したいと考えている
が、労働組合、患者の協力が得られず今日に至つ
ている旨の説明がありました。次に、部長代表
は、管理者側と看護婦の間にあつてたいへん困つ
ている。看護婦の協力が得られないときは、病棟
における看護の責任があるので部長みずから夜勤
に従事している。このような事態が続けば、もは
や、部長として責任の限界にきた感がある。現在
は、他の労災病院から応援の看護婦を派遣して急
場をしのいでいるが、もうこれでも限界であるか
ら、早急に現在の事態の解消が必要である旨の意
見が述べられました。次に、患者の代表者から

は、病棟縮小に伴う退院、転院または病棟変更は、よくなれていない医師、看護婦から離れるので、患者として不安である。特に患者の了承を得ないで強制的に病棟変更を行なうことは承認できないという旨の意見が述べられました。最後に、労働組合の代表からは、当病院の今日の事態は管理者側の言うような看護婦の不足が重要な原因とは考えない。看護婦の退職が、昨年末から例年に比して多くなっていることをみても、問題は管理者側の看護婦に対する労務管理等の点にある。当院の従来の慣行等を中央の福祉事業団の指示により、一方的に変更を強行しようとするのが紛争を深刻にしているものである。病棟縮小も入院患者や、看護婦従業員の了承を得ないで権力により強行しようとするから紛争は激化されるのである。こちらから話し合いを求めても、まだ話し合いの余地があると考えても十分に話しあってもえなという管理者側の態度に問題があるという旨の意見が述べられました。

以上視察の一端を申し述べたのでありますが、私は、この際、政府及び労働福祉事業団に対して問題解決のため質疑を行ないたいと思います。本日の委員会は、厚生省関係の日でありますから、精神病院及び看護婦問題に関して質疑を行ないます。

私は、厚生省にお伺いいたしますが、最近、労災病院も病棟の縮小を約四割ぐらい予定し、あるいは慈恵病院等でも病棟の一部が縮小されておるのでありますが、この病棟縮小に至るまで看護婦の充足対策が放置されてきたと言わざるを得ませんが、私は、もうかなり前から、いまの状態では看護婦が不足のために日本の医療は破壊されるのじゃないかというのをしばしば申し述べてまいりました。ところが、現実には各所でこういう紛争が絶えない事態であることに對して、医務局長はどのようにお考えになっておられますか。

○政府委員(松尾正雄君) 看護婦の絶対数が全体として不足いたしますことは、かねてから先生に絶えず御指摘いただいたところでございます。ま

た、私もいろいろな角度から検討いたしましたし、やはり不足をしておるといふ観点に立ちまして、これを強化したい。人の養成でございまして、なかなか時間のかかる問題ではございまして、けれども、特に四十五年度を初年度といたしまして、早急にこの解決をはかりたいというように考えておるわけでございます。

○藤原道子君 看護婦の充足について、養成がおくれてきたということも一つでございしますが、看護婦が退職していく、やつと四月、卒業期に若干就職しても、それにほぼ匹敵するくらいの看護婦さんが退職していく。この原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○政府委員(松尾正雄君) いろいろな理由があらうかと存じますけれども、やはり一番大きな問題は、結婚されたか、あるいはそういう家事のためというふうなことで、いわば女性としての家庭をお持ちになったときの諸問題というものが、特に看護婦の勤務条件というもののなかにおいてはなかなか両立しがたい、こういうことが私どものいろいろ調べておる中で問題になっております。しかしながら、それは申しまして、そのほかにそういうことに至ります遠因とでも申しますか、そういうことの中には、一面には勤務の条件がかなり特殊であるということもございします。また、そういうことに比べて御自身が処遇上の満足が十分でないというふうにお考えになっておるといふことも伏在しておるかと思ひますけれども、大きな点はやはり結婚とか、家事あるいは育児の都合というふうなことが大きいように思っております。

○藤原道子君 私は、充足の問題で政府が考えていることについては、日をあらためてお尋ねいたしますが、看護婦で退職する人があとを絶たない、これが一番大きな問題だと思ひます。そこで、看護婦の待遇に對してこれを是正し、引き上げていくという、看護専門職としての待遇についてお考えになっている点があるんでしょうか。

○政府委員(松尾正雄君) 看護婦の仕事が、先ほども申し上げましたように、女性の職業としてあ

りながら、夜間の勤務も患者のためにしなければならぬ。そういう特殊な条件に置かれておられますので、やはりそれに相応した処遇があげられるべきであるということが基本でございします。したがって、特に看護婦の給与問題につきまして、すでに御承知のとおりですが、国立の医療機関の看護婦さんのほうが民間の看護婦さんよりこの部分だけは逆に高いという実態がございします。

しかも、なお歴年の様子は民間の看護婦さんが国立の看護婦さんの給与に追いつくというふうな傾向を示しておりますので、そういう実態からみますれば、何よりもまず国立の看護婦さんの給与が改善されるということが、ひいてはほかの看護婦さんにもそれに追いつくという動きからみまして波及効果があるのではなからうかというふうな考え方のもとに、人事院の毎年の勧告のときには、大臣みずから足を運びましていろいろお願いをするというように熱を入れておるわけでございします。

昨年の勧告におきまして、一般が約一〇〇程度でございしましたが、看護婦についてはさらに一二〇程度の引き上げ率になっております。また、わずかではございますが、四十年前から据え置きました夜間看護手当を百円から二百円に一応倍額にいたしました。そういったことも一応御指摘のようには、看護婦の処遇をやはり改善していかなければならぬのだという私たちの努力のあらわれとおとりいただければしあわせだと存じます。

○藤原道子君 そこで、私、納得がいけない問題がございしますので、この点を納得のいくような御説明をいただきたい。

国家試験を受けた第一回の看護婦さんのときにはこの看護婦さんの位置づけを、結局、お医者さんとは七級の一号俸ですが、それから看護婦と薬剤師と一あなたたち公務員ですけれども、これは六級の一号俸と規定されておる。国家試験を高く評価してきめられたものと思ひますが、国家試験に合格しなかつた人、この人は四級の一号とか二号とか、こういうきめ方だったんです。ところが、今度職種別ということになったんですが、医

療職、これに変えられて今日に至っておるわけなんです。それは学歴を中心に検討されたと同っておりますが、それはどうなんですか、いまいしょうか。

○政府委員(尾崎朝美君) 各職種におきまして初任給の高さでございしますが、やはりそれぞれ職種の民間におけるあり方というものの調査をいたしました、それを重要な参考に一応いたします。それから他面におきまして、公務員の中におけるバランスというものがございします。それはやはり学歴がそれ高ければそれなりの考慮を加えるということがバランスでございしますから、そういう関係も中におきまして考える、そういう面から初任給はやはり決定していくようにいたしておるわけでございします。

○藤原道子君 そんなですけれども、戦後、看護婦の位置づけは医者のただ単なる補助者ではない、看護専門職であるということでも位置づけられてきておるわけなんです。ところが、学歴というところで、看護婦さんは高校を出て三年教育を受けて、しかも国家試験を受けているのです。それにしては非常に初任給等が安いと思う。聞くところによると、看護婦さんの学歴は高校卒だけしか認められないというふうにも伺ひますが、その点は間違いないんですか。正しい位置づけをひとつ、学歴ということが出たのでお伺いしたい。

○政府委員(尾崎朝美君) それは、やはりたとえば看護婦、正規の看護婦さんの場合には、高卒から学校に入ります、三年して出るというのがたてまえでございします。さらに、准看護婦の場合には、それはそれなりの資格が必要とされております。そういう関係をもちろに見るということでございます。

○藤原道子君 そこで三十二年の改定のときに位置づけられたものが、これはちょっと古いので、その後のものがあつたらうか。これは四十四年の四月一日の給与表なんです。ですから、その後にも改定されていたらあつたそれをいただきたいと思ひます。これを見ますと、第一回のときの

位置づけでは、看護婦、薬剤師、それから栄養士、これらが同じところに扱われておる。ところが今度改定になってから非常に差ができてきている。それで看護婦の初任給では二万五千六百円でございますが、医療職ですか、これは二万三千円、それから二万四千円と、こう違っているんです。これは看護婦のほうが初任給は高くなっている。ところがずっと経過してまいりますと、看護婦さんは五万八千円とまりになっておる。ところが看護婦長は七万二千六百円ですか、何年か後に。これは四十八歳、四十九歳、これで七万二千六百円になっておりますが、栄養士主任とか技師長は七万四千五百円ですと高く伸びておる。看護婦は五万八千円とまり。それからエックス線技師とか、栄養士は六万三千八百円までのぼるよりあなたのはりの表ではなっているんです。が、初任給はなるほど看護婦は高くなっている。なるほど二万五千六百円は二万三千円とは相当違っている。けれども、経験年数というんですか、ずっとやっておるうちにこれだけの相違が出てくるというのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 先生のお示しはいろいろ資料がよくわかりませんけれども、現在適用いたしております俸給表は、看護婦さんの場合には医療職俸給表(三)という俸給表でございます。○藤原道子君 ええ、そうです。

○政府委員(尾崎朝夷君) その表は看護婦さん、一応看護婦さんだけに對しまして支給するという形になっておるわけでございます。それに対しては、栄養士とかあるいは薬剤師、エックス線等は医療職俸給表(三)というのを適用いたしております。それぞれの職種がいろいろございますので、そういう職種に従いましてこの医療職(三)の俸給表の適用をいたしております。したがって、医療職(三)の俸給表の適用を受ける職種が全部一番上まで上がるということではないわけでございます。それぞれ中におきましての適用基準というものを別の規則をもって定めております。その職種は何等給まで上がるのか、そういう形で職種

に対する特別な適用をいたしておるという実情でございます。

○藤原道子君 だから、その職種によって適用すると、そのときに看護婦はここでストップ、それから同じ年数でありながら、この昇給の状態を見ましても、エックス線技師あるいは栄養士、検査技師、これらの人が同じ年数で、出発は看護婦のほうが高いにもかかわらず、こまめくると同じ年数で五万八千円、一方エックス線技師、栄養士等は六万三千八百円までいっているんです。だから、看護婦はこれだけいいんだというきめ方はどこから出ているんですか。職種によってきめるといふならば、同じ年数を働いて、初任給は看護婦のほうが高いんです。それで同じ年数でこれだけの差ができるというこの考え方はどこからくるかを聞かしてください。

○政府委員(尾崎朝夷君) いま先生の表をちょっと見ないものでしたら……

○藤原道子君 だって、あなたのはりにあるでしよ、きめたんだから。

○政府委員(尾崎朝夷君) 現在の俸給表はござい

○藤原道子君 それではどうなっているの。

○政府委員(尾崎朝夷君) 現在の俸給表、これは昨年の八月に勧告をいたしまして六月から適用になったものでございまして、それによりまして、医療職俸給表(三)というのがございまして、看護婦さんの場合には三等級から入るわけでございます。二号の二万八千八百円から入ります。三等級の二号というところから入るわけでございます。そこから入りまして、昇給をいたしまして、看護婦さんの等級をいたしましては三等級の最高号俸は六万三千円という形になっておるわけでございます。そうして、婦長になりますれば上の等級で七万八千九百円まで上がる。さらに総婦長の場合には一等級九万六千六百円。さらに特大の病院の総婦長の場合には特一等級というのがございまして、十万九千七百円まで上がるという形になっております。

こういう俸給表をつくりましたのは、先ほどから申し上げておりますように、一つには、民間におきましてのそれぞれの職種の給与というものの調査を一方でいたしまして、他面におきまして、公務員の中におきまして、それは行政職が中心になりますけれども、行政職とのバランスを通じまして、ほかの職種とのバランスということになるわけでございますけれども、そういうことでバランスを二つの面できめていくということが現状でございます。

○藤原道子君 それでは、ついでにエックス線技師とか、栄養士、検査技師の俸給はどうなっておりますか。

○政府委員(尾崎朝夷君) エックス線技師の場合には、医療(二)の五等級に入りまして、短大三卒の場合には二万六千円に入ります。短大三卒とし

て、看護婦さんと同じ学歴基準ということになります。二号の二万七千七百円ということになります。つまり看護婦さんが二万八千八百円に對しまして、二万七千七百円という形になっておるわけですが、そこから入りまして、医療(二)の五等級を上がりますと、さらに経験を積みまして四等級に上るといふ形になるわけでございます。さらに主任ということになりまして、医療(二)の三等級になりまして、その最点号俸が八万二千四百円というふうになりつづけておるわけでございます。

○藤原道子君 それから、途中のその医療(二)の四等級ですが、このときは幾らですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 医療(二)の四等級の最高号俸は六万九千二百円でございます。

○藤原道子君 やっぱここへきても、そちらのほうが高くなっていますよね。看護婦さん六万二千円、それからこちらが六万九千二百円と、やっぱり差が広がってきているのじゃないですか。それからその下を見ますと、看護婦の場合ですが、高卒後となつて経験年数となつていきますけれども、高校出て、さらに三年行った学歴をちゃんと見ているのですか、どうなんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) もちろん見ているわけ

です。いまも申し上げましたように、たとえば医療(二)に入ります短大卒、かりに短大三卒の場合でも二万六千円でございます。それで看護婦さんの場合には、短大三卒ということでも二万八千八百円ということになっておるわけですか。

○藤原道子君 それが、年数が経るに従つて看護婦が安くなるのはどういふわけですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) この関係は、先ほど申しましたように、一つには民間の給与の関係、それから一つには、中におけるバランスの関係というところで二本立てで給与をきめていくというのが一般の原則でございます。看護婦さんの場合には、大体、給与の一般的な立て方が、民間においてもそうでございますけれども、初任給が比較的に高く、そして最高のほうはそれほどないという形の、いわば専門職的な給与が一般の形態のように私どもは見えております。民間の給与との比較におきまして、看護婦さんの場合には、従前からむしろ公務員のほうが高いという形になってきておりますが、いま仰せられましたエックス線その他栄養士等につきましては、官民格差の比較をいたしますと、やはり民間のほうが高いという形になります。その民間の格差を埋めていくというところで片方は改定をしていくということになっておりますけれども、看護婦さんの場合には非常に近づいている感じがいたしますけれども、まだ公務員のほうが相当高いという形がございまして、そういう関係で、若干反映しながら従前の給与はきまつておるという実情でございます。

ただ、最近看護婦さんの需給関係が相当きびしくなつてきておりますので、給与の関係からできるだけこういう関係は改善をしていくということもしなければいけないということ、たとえば昨年の場合には、行政職の改善額に比しまして約二百円アップという形で改善をしたわけでございます。○藤原道子君 私は納得いかないのです。民間が低いとおっしゃるけれども、平均でしよ。こ

のころは民間のほうがはるかに高いところが多々さんできています。そういうほうに流れていく人が多いのです。民間のほうが高いという例を出してもよろしいですが、民間のほうが高くなっています。そうでなければ看護婦が集まらないのです。そういうきめ方をするのは、そもそも女の職種だからという頭があるのです。そういうところに問題があると思うのです。いままでが低かったから、それに比較すれば二百円上げましたというけれども、看護婦は特別にいままでは低かったからそうだった。低過ぎたんです。

私は、きのう汽車の中で、これは有名な大学の医学部の教授に会いました。このごろの病院の看護婦はどうしても高い教育をしてもらわなければ困る、医療が非常に高度化してきた。したがって、看護技術も高度でなければ困る。それに比較して看護婦の給与が安い。夜勤があるのですよ、避けられない夜勤というものがあつたに、そういう面から言つて看護婦不足になるのは待遇の面にあると思う、こういうことを言っていました。あなた方だつて入院をしてもらなさい。いまの病院でいいとは思われないでしょう。入院したことがないかもしれないけれども、とにかく看護婦の問題は待遇の面で非常に大きなマイナスを来しているのだということをひとつお考えになつていただきたいと思ひます。

それから、もう一つ私が納得がいきりませんのは看護婦の問題です。看護婦の問題は、看護婦、看護助手とありますね。ところが、これを見ますと看護助手のほうが初任給が高いのです。これは四十四年の四月十五日の給与表でございすが、看護は中学を卒業して二年行つて都道府県の検定試験に合格して准看になる。ところが看護のほうが二万六千四百で、今度上がったでしようけれども、それで看護助手は二万二千四百、千八百円も初任給においてすでに差がある。そしてそれがずっと並行してまいりますと、看護婦は四万七千六百円とまりでござい

まつて五万五千円までここに出ておるのですね。看護助手のほうが高くて准看のほうが低いという理由はどこにあるのですか。二年の専門教育を受けている……。

○政府委員(尾崎朝夷君) 看護婦の場合には、中学卒業二年の教育を受けておりますので、現在は二万三千四百円の初任給でございす。これに對しまして看護助手の場合には、高校卒業でたてまゝとしては二万二千四百円でございます。で、看護婦のほうが学歴は一年下でございすすけれども、こういう形で初任給を優遇しておるといふことでございす。

○藤原道子君 じゃ、看護助手は全部高校卒業ですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 高校卒業の場合で二万二千四百円でございます。中学卒業の場合には二万四千四百円でございます。

○藤原道子君 私はそういう位置づけがおかしいと思うのですよ。とにかく准看が、いままでは看護婦が足りないものから、ずいぶん苛酷な労働を強制されているのです。それで看護助手は看護婦じゃないのです。あれは補助者なんです。雑務をやる職種なんです。それで看護助手のほうがとんとん上がつていつて准看が頭打ちになっている。ずっとそういうことできめるところに納得がいかない。

○政府委員(尾崎朝夷君) いま申し上げましたように、看護婦の場合の初任給は二万三千四百円でございす。それよりも一年学歴の高い高校卒業で看護助手に入つた場合には、たてまゝとして二万二千四百円でございます。かりに中学卒業で看護助手に入つた場合には二万四千四百円でございます。したがって、看護婦さんの場合にはそれなりの職域的な関係を評価しておるといふことでございす。さらにそれから昇給をしていくという場合に、看護婦さんに比べて何といひますか、看護助手が非常によくなるということはわれわれとしては考へておりません。

○藤原道子君 准看は、ずっと何年くらい本給は

上がつていくのですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 看護婦は医療職俸給表の(三)の四等級を適用されるわけでございすから、四等級は現在二十二号俸までつてございす。なお、看護婦さんを養成いたしましたから、それほどまだ最高号俸まで達してございすので、そういうふうになれば、またこの関係は再考慮をしていくことでございす。さらにこの問題は、看護婦さんの等級が四等級だけではないかという点につきましては、厚生省からもいろいろ御相談もございすし、われわれとしても、こういう関係をさらにどういう方向にこれを改善していったらいいかという方向にいろいろ研究していただくでございす。

○藤原道子君 それでは、このごろ准看の中にも相当高等学校を出たのがございす。高等学校を出て、それで二年の准看学校へ行ったのがございす。そういう人はどういう待遇になつてございすか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 普通は中学卒業で入るわけでございますけれども、超過の学歴があるという場合には若干の評価をするというところで、次の号俸で、四等級二号俸で採るといふ形になつておる……。

○藤原道子君 そうすると幾らになるの。

○政府委員(尾崎朝夷君) 現在二万四千六百円でございます。

○藤原道子君 看護助手は、先ほど申しましたように、高校卒業で二万二千四百円でございます。

○藤原道子君 私の資料によると、二万二千四百円になつてゐるのは間違ひですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 先生の資料見ておりませんのでわかりませんが……。

○藤原道子君 それから、私は問題点を伺つておきますが、看護婦といふものに對する認識を私は改めてほしいといふことを強く要望し、これまでそれを黙つていた医務局もおかしいと思ひます。

それから、もう一つ伺ひたいのは、看護婦が実務三年で、それから看護学校へ行きますね、それで看護婦の資格をとります。それからまたもと病院へ戻つたときにはどうなつておるか、それが一点。それから、三年で行けるとは限らないのです、五年も六年も、八年も十年もたつて行く。そして看護婦になつた場合の、その人が職場に戻つた場合の待遇はどうなるのか、これをひとつ伺つておきます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 看護婦がさらに勉強をいたしまして看護婦になるという場合には、ある程度実務経験を待た後に行くという話でございす。もちろん正規の学校を出まして歸つてまいりますれば、看護婦の等級でございす三等級に入るといふことでございすけれども、問題は金額でございす。その場合に、従前の看護婦としての経験といふものを看護婦の経験としてどれだけ評価していくかという問題でございす。これはもうあらゆる高い免許を取る場合にすべてそういう問題が起るわけでございすけれども、私もとしましては、看護婦の経験はすべてそのまゝ看護婦の経験であるという形にすることは、やはり上の高い資格を取るといふ意味におきましては、高い資格の経験として全部看護婦の経験を見つていくことは理論的に問題があるといふふうに考へるわけでありす。やはり若干割引いて、たとえば看護婦の経験が十年ありますれば、それを若干割引いて八割なら八割にして看護婦の経験とみなすといつたようなことをあらゆる職種についてやつておるわけでございす。そういう関係でございすので、どれだけ経験を積んで歸つてくるか、勉強して歸つてくるかといふことによつて、その経験年数によつて違ひますけれども、長くならますと若干下がるところも出てくる。たとえば十年とおつちやいましたけれども、十年もの長期になりますと下がつてくるケースも出てくるというものでございす。したがつて、その問題、確かに、当面の一般的な問題としてはそれほどないと思つておりますけれども、看

護婦さんの場合には、ちょっとその点は准看護婦と看護婦の關係におきまして問題があるというような感じがいたしますので、現在その關係を検討しておるということでございます。

○藤原道子君 おかしいですよ、これ。一生懸命勉強して、それで正式に看護婦の国家試験に受かって職場に帰るとレベルダウンになる、給与が。それで看護婦さんのほうがいいということになる。こんな不合理なことはないと思う。この点については、医務局長はどうお考えですか。

○政府委員(松尾正雄君) レベルダウンになるかどうかちょっとわかりませんが、俸給表というものは非常にむずかしい仕組みのようになっています。いろいろ右左を入れたらどうかお考えになった上でバランスをとるようにならざるを得ないと思います。いまの准看護婦の経験年数というものを、かりに上に行った場合には、全部一〇〇%看護婦と同等に見ていく、これはやはり給与のたてまえからいって、どうも少し行き過ぎではないかという感じがいたします。上に行った人は、それと同じ経験年数で計算をいたしますと、それでは行けなかった人はどうなんだという問題がどうも出るような感じがいたしますので、ちょっとまだ私自身も検討不十分ではございますけれども、上に行った場合に、その過去の経験年数を全部看護婦と同じように一〇〇%計算するということには、私はそれ正しいとはいえないように思います。

○藤原道子君 厚生省は安上がり政策で准看護婦はかりふやしてきた。それでいま看護婦長をやらしたり、病棟主任をやっている看護婦さんがたくさんあるのです。それでも准看護婦と云われるから、本人たちは二年間休んで学校に行つて勉強して、国家試験を受ける。そして戻つてくると、いままでの給与より安くなつてしまふ。これでは看護婦の充足は——ほかに行くともつといふ給料とれるのですから。看護婦にならうという向学心正しい医療に従事したいということで金を使つてやつて、戻つてきたら給料は安くなる。これはどうも私は問題があると思う。それと同時に、厚生省がもつと高等看護學院をふやせばいい。六倍も七倍も競争率があるのに、准看護婦ばかりふやしてきた。いまや四・四・二なんと言われれば四・六くらいになつてゐるのではないですか。来年あたりになるのもつと看護婦のほうが下がってくる。医療法はちよつと、その精神と反するような仕事を准看護婦にどんどんやらしているのですから。こういう点からいいますと、せつかく苦勞して勉強して、資格を取つて帰つてきたら給与が下がる、こういうことでは向学心にも影響するのではないかと、看護婦の充足という面からいって、たいへんな問題が起るのではないかと、こう思いますけれども、両方の御意見を聞かしていただきたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 一般論をいたしますれば、まあ一応やめまして、ほかの学校に行つて高い學歷をとつてくるという場合に、高い學歷、資格の場合に、前の経験をどれだけ評価するかという場合に、全く前を一〇〇%、十割評価していくというところは問題があると思います。そういう原則論としては、当面の場合も同じだと思ひます。したがつて、私もやつてゐること自体は、原則論としてはおかしくないといふふうに考えておりますし、いまおっしゃいましたように、給与が、歸つてきて下がると申しましたが、下の等級に在る場合と、上の等級に在る場合とは、やはり昇給關係が非常に違ひますので、ずつと最後まで下がるということじゃないわけではございます。ただ、歸つてきたときの一時的な初任給が、歸つてきたときの金額が従前おつた場合に比べて一時的に下がるというケースがあるという話でございますから、その点につきましては、理屈としてはいいんじゃないかと思つておりますけれども、しかし、当面の問題として、やはりいろいろ看護婦さんの需給問題、あるいはおっしゃいましたように、さらに高い資格をとらせるといふ要請もございまして、なるべく下がらない、歸つてきて一時的にも下がらないほうがいいということだろうと思ひます。したがつて、その關係はそういう

方向でひとつ検討してみたいといふふうに現在考へて、いろいろ検討してゐるところでございます。

○藤原道子君 私は、この場がこれでなしに真剣に考へていただきたい、重大な問題ですからね。医療機關が閉鎖しなやならないといふ事態になつてゐる。それから、このごろ大きな企業で診療所なんか持たすね、そこへひつこ抜いていく。そつちは夜勤がないでしよ、給与がいいでしよ。看護婦にとつて夜勤がないといふことは魅力です。看護婦にとつて優秀な看護婦がひつこ抜かれてしまつて、病院に非常な大きな支障を来たしてゐる。それで、看護婦の職種は、どうお考えか知らないけれども、夜勤といふものをどうしてもしなやならない。その夜勤手当の規定はどういうところからはじき出しているのか。これこそ民間が非常に高いんですよ。

○政府委員(尾崎朝夷君) 看護婦さん方が夜勤を非常に長くやつておられるということは十分承知いたしております。で、なるべくその回数を少なくすることが望ましいといふことを、当面において、人事院としては要請をいたしておるところでございますけれども、しかし、實際問題として相当長くやつていらつしやいますので、給与問題としてはできるだけ措置をしていくといふ必要があるわけではございません。そういう關係で、もちろん普通の成規の勤務時間を夜中にやりますので、いわゆる普通の給与に對しまして二割五分増しのいわゆる夜勤手当といふものがあつます。さらにその上に交代制の手当、夜間看護手当といふものを最近といひますか、数年前に創設をいたしました。昨年の勧告においてこれを二百円、一晩二百円といふことにいたしましたわけでございます。この關係を民間でどのようにやつてゐるかといふことを調査をいたしまして、民間において、昨年の調査の場合には、約半分の事業所といひますか、病院、診療所におきまして特別な手当を出してゐるという事実をつかんだわけでございます。その平均が百三十五円といふ關係がございましたので、さら

に夜勤の何といひますか、割増し率の高いところも若干ございます。そういう關係も総合しまして計算をいたしましたところが約二百円と、二百円近い額になりましたので、その額、民間と均衡をとるといふことで、民間並みといふことで手当を二百円ということに昨年の勧告をいたしたのでございます。

○藤原道子君 民間民間とすぐお出しになるけれども、安い平均出されちゃ困る。慶応とか、慈恵のようところは五割増しですよ。それにプラス食事代として百五十円出ている。看護婦さんたちに聞くと、両方合せても五百円以内だといふんです。夜勤手当が。その中から御飯も食べるし、タクシーにも乗らなやならない、住宅事情が悪いのでしよ。それすると、夜勤したつてパーだといふんですよ。と同時に、普通の勤務時間が夜になるんだからおっしゃいますけれども、夜勤といふものがどれだけつらいかといふことをお考えになつてゐるでしよ。か。こういう点も加味した看護婦の給与といふものはじき出されなやならない。ほかと比例してとおっしゃるけれども、ほかの職種では、夜勤といふのは交換手だけでしよ。ことに婦人の夜勤は禁止されてゐるのです。正式にいけば、ただし、看護業務の特殊性から認めてゐるということなんです。それに対して百分の二十五つきます。それで、一回について百円では安いじゃないかとさんざん責めたら、大幅に値上げしました、倍にしました。百円の倍は二百円ですよ。このごろ子供に小づかいやつても百円じゃあままりしやない顔をしません。こういう点に無理があると思ひます。給与体系そのものにも、こういうところまで加味した給与体系がつくらなければならぬの官僚的な頭でいけば、ほかの職種を考へて、こうなる。ほかの職種で夜勤が義務づけられてゐる職種といふのはないでしよ、どうですか。慶応と慈恵は間違ひなしにこのとおりなんです。

○政府委員(尾崎朝夷君) 仰せのとおり、看護婦

さんの場合には、まあ女でございますから、夜間の関係があまり適当じゃないということの上に行なわれておるといふことでございます。もちろん国家公務員の夜間勤務というのはいろいろございまして、非常にたくさんございまして。たとえば空港その他気象等におきましても成規の勤務時間がずつと夜中まで、二十四時間勤務やっておりますところが相当ございます。そういうところにつきましても、昨年の勧告の場合には、そういうほかの原則として男がやっております二十四時間勤務の夜勤手当と申しますか、交代制の手当につきましても、一晩といふと、一回百円でございまして、一晩ずつと長く続けてやるような場合には百五十円といふことでやっております。けれども、看護婦さんの場合には、去年民間の調査をやりました、五百事業所も調査をいたしました、その結果としまして二百円といふことできめたのでございます。

○藤原道子君 どうしても、看護婦の立場の特殊性というものはあまり考える必要はないというお考えですか。倍にしたといつても二百円です。いまの百円、百五十円といふのはどういふ職種ですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) いま申し上げましたように、交代制勤務といましては、もちろん何といふか警察、刑務所その他いろいろございましてけれども、そういうのは特別の俸給表でなされておるわけでございますが、いま申し上げましたのは、たとえば羽田の空港に勤務いたしておられます例をとりますと、あそこでは二十四時間の税関職員がおります。さらに管制官等空港職員のいろいろな職種がございまして。さらに航空気象をやっている職員もございまして。そういう職員はみな二十四時間勤務で交代をして、いわゆる四直三交代といふことでやっております。○藤原道子君 ではわずかな職種じゃありませんか。とにかく看護婦のいまの勤務状態からして、いまの待遇は悪過ぎるということなんです。看護婦は、七年なり十年選手になつてはんとする仕事

ができるといわれる。そのころは家庭を持ちますね。家庭を持った看護婦さんが夜中の勤務をしなければならぬ。それも、あなたのほうではニッパチ制を出されたけれども、八日夜勤といふのはほとんど少ないです。まだ、多いところは月うち半月くらい夜勤している。そうすると、家庭といふものが成り立つてしまふ。さらにそれにプラスして五百円の夜勤がついても、自動車で帰らなければならぬ、交通機関はもうないんです。夜食も食べなければならぬ。それで家に帰れば亭主にいやな顔をされる、子供の問題があるといふことになつたら、やめていくのがあたりまえでしょう。私はやめるのがあたりまえだと思つて、だからやかましくいふのは、早く病院内に保育所をつくることか、夜勤の数を少なくすることか、夜勤手当をもつと思つて切つてふやさないければ、看護婦の充足充足と言つても、学校をふやしても、やめる人が多ければ意味がない。それで引き抜きに病院の婦長さんたちが重い任務を持ちながら、きょうは東北に、あすは九州に行くわけですね。看護婦の引き抜きに歩いておる。引き抜かれれば向うが困るんです。そういうことではなしに、喜んで誇りをもつて働けるような魅力のある職場にするにはどうするか。これを医務局を中心に真剣に考えていただかなければ看護婦の充足は夢物語に思ふと思ふんですが、さらに検討していくという御意思はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 先ほどから申してまゐつておりますように、やはり昨年の勧告におきましても、俸給表の金額の改定のしかた、あるいは夜勤手当の増額といふような関係で、私どもとしては、できるだけそういう方向で、改善の方向で努力してきておるつもりでございます。もちろん、当面の需給関係の改善といふことは給与だけの問題ではないと思ひますが、やはり給与の関係も非常に大事だといふふうに考えますし、医務局とも十分相談をいたして、この改善には今後ともさらに努力してまいりたいといふふうに考えております。

○藤原道子君 最近、中卒でも初任給が二万五千円とか三万円が一般ですよ、そういう時代なんですからね。頭を切りかえてくださいよ、お願いします。

それから医務局長にお伺いしますが、こういう中で勤務している看護婦さんの労働基準監督署が調査した基準法違反、このデータが出ておりますが、十八くらいを除いた果て違反件数が平均いたしまして九三%と出ておる、労働基準法違反。これは国立を除いておるんです。こういうふうになつて、きめたといふけれども、労働基準法違反をしなければやつていけない現実なんです。したがつて、処遇の問題をもう少し力を入れていただきたい。これは看護婦が看護助手よりも低いような給与体系ではおもしろくない。前にもいいたときより安くなるということもまた魅力を失うのではないでしようか。これをひとつ真剣に考えていただきたい、強く要望いたします。この労働基準法違反の問題については労働日の委員会のときにもつと詳しく追及したいと思ひます。

そこで、この看護婦の定着をよくするためにどういふことを考えていらっしゃるか、それを伺いたい。

○政府委員(松尾正雄君) 定着率を上げますためには、いまお話がございましたように、また、従来から私たちも感じておりましたように、第一にはその処遇改善ということが基本である。それから第二には、やはり先ほど来お話がございましたように、特殊な勤務条件といふものがございます。そういうようなときに夜勤をするといふこと、こういう勤務条件をなるべく早く解決してあげるといふのがやはり大事なことでありまして。それから第三には、家庭を持つておられる方がふえてまいりました。こういう方々の職業と家庭がなるべく成り立ちますようないろいろなことをしていくと、こういうことに、大きく申し上げれば、大體尽きるのではなからうかと思つております。

○藤原道子君 いろいろなくふうの中には、どういふことが入つておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 一つは、やはり全国一律ということにはまゐらない問題だと存じますけれども、いろいろな職業構成の内容と看護婦のいろいろな組合わせの中では、たとえば勤務時間等についても、同じ職場の中でこれが一番いい方法ではないかといふようなものがあるれば、そういうことも一つ考えていく。これは決してすべての病院はどういふことにはならぬと思ひますけれども、たとえば交代の時間等も、それがみなで非常にいいんだといふことがわかれば、そういうふうに進めていくのも一つでございます。それから、そのほかに、まあ保育所の問題等がございまして。これは私もいろいろ調べてみましたけれども、ものすごくたくさん声があると感じておりましたが、具体的にいろいろ調べてみますと、なかなかそこへ踏み込めないという病院内部の実態もあるようでございます。たとえば子供さんの数が一病院としては非常に少ない。したがつて保育所といふものが成り立たないというやうな問題があるようでございます。それにいたしまして、やはりできるだけそういう院内の保育所といふものを一般の保育所よりも考えながら設置をしていく、こういうことが一つ必要だと思ひます。しかし、その中でも夜勤体制があるのかどうかという議論もございまして。現実には夜間の保育所をやつておる病院内の保育所もございまして、私ども、それらにもいろいろ問題があるやうと思ひます。むしろこれだけなければいかんといふことは言い過ぎだと思ひますけれども、そういう実例もできる検討して、できるだけそういう方向でくふうをしていくことが一つの具体的な道ではなからうかと思ひます。

○藤原道子君 現在、保育所のある病院はだんだんふえていきますよ。そういうところは、経営者が見ておるところは少ないのです。労働組合側がお互いに出し合つて保育所をやつておる。その保育

所があるところはわりあいにくまいておる。ところが、あなた方は私のいままでの質問に対して、幼い子供を母から離して、二十四時間保育は好ましくない、こういうことであつた。好ましくないならば、それにかわるべきものを何か考へてやる。県によりましては、県が保母さんの二人分の費用を持つとか、いろいろやっていますよ。国は何にもしていないのですよ。それでまた、あなただつたか、その前の医務局長だつたか知りませんが、交通混雑のときに赤ちゃんを連れて病院へ来るというところは危険である、こう言う。

それならば地域に乳児保育所をもつとすれば、それこそふやしていくとか何とかしなければ、子供が一人のうちにまだつとめている人が、二人になるともうつとまらないと言ひます。私たちの家庭経験からいふと、二人もいると、お母さんが夜中にいないではやっているとはいへない。だからこれらに対する対策が考へられてしかるべきだと思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(松尾正雄君) 私はやはり理想として、もしできればならば、子供はなるべく住宅の近くの保育所に預けて、お母さんたちがそういふところへ行かれる、それが理想だと思ひます。おつしやるように、満員電車の中に赤ちゃんを連れていくというところは、確かに看護婦さんとして問題がありますけれども、やはり子供のほうとして考へれば、専門家のほうでも問題にされておることです。そういう意味では、できるだけ家の近くにあることが望ましいと私は考へますけれども、御承知のように、乳児保育という問題は、ようやくやはり試験期に入つたというふうな段階でございまして、その数もきわめて少ない。したがつて、第二のやむを得ずということでは、病院内の保育所をつくらざるを得ない、こういうことになつております。私も、やはり地域保育所の整備をそういう面からも非常に強く望みいたしておりますが、同時に、やむを得ず病院内につくるといふこともございします。たとえば来年度におきましては、国立病院なり、療養所で約三十

六カ所だと思ひますが、その程度の保育所をつくるという計画に対して設備等の費用を出したいと、こういうふうな考へております。

○藤原道子君 夜勤の場合は、出てくるときはわりあいにすいておるのです。帰る電車が込むのです。朝連れて帰るときにはそれが逆になるのです。大体、だから、あなた方言うことも必ずしも全面的に私たちは受けとめるわけにはいかない。それよりも母親が安心して働ける状態にするということが何より大事じゃないかと、こう思ふのです。これに対して若干でも前向きにいま考へられていることは一応評価しますけれども、これに對してもっと積極的にいろいろなところをやつて効果があるのですから、保育所持つて悪かつたという例はまだ聞いておらないのです、私も病院方々回つていますけれども、ですから、いふならば、それによつて少しでも看護婦の定着率がよくなつてくる、看護婦さんも安心して働けるというならば、そこまで親心を発揮していいんじゃないでしょうか。よほど思ひ切つたことをしなければ日本の医療は破壊されます。すでにその徴候が出ていますので、これについては強く私は要求いたしておきます。

この看護婦の教育その他については次回に譲るといたしまして、次にお伺ひしたいのは、最近の新聞に精神病院の追跡調査が報道されて、私はあれを見るとまじめにやつていける医療従事者はいやだろと思ふのです。あるいは精神病院へ入つてくる患者の御家族の人たちもどんなにつらい思いをしているかと思ひます。私がまず第一に伺ひたいことは、精神病院のいまの実態ですね。それからもう一つは、精神異常とか、いわゆる精神病質等を入れます、その対象となる人員はどのくらいあるのですか。そして、いま病床数はどのくらいあるのですか。

○政府委員(村中俊明君) お尋ねの第一点の最近の新聞その他で報道されております病院の中の暴力、刑事問題についてでございますが、ただいま御指摘のとおり、ごく一部の施設だと考へており

ますが、非常に私残念なことだと思つております。報道されております内容、私どもの報告を受けております内容につきましては、大体過去一年ないし二年以内に起きた事故の例数の報告が精神神経学会の雑誌に報告されて、これが新聞その他に報道されたのがあつたわけでございます。これらの問題の施設につきましては、それぞれ病院監査、それから報告、さらに改善のできないものについては、精神病院の指定の取り消し、こういった措置を行なつておりますが、非常に残念でございます。ですから、できるだけこういう事態が起きないように今後も努力をまいりたいと考へます。

なお、患者の数と、それから病床の数がどういふ事情になつていられるかという点のお尋ねでございますが、現在、病院の数が千三百――これは昨年の六月でございますが、精神病院の数は千三百三十一ございまして、病床数が二十三万二千、この中に収容されております患者の数は二十四万六千人というふうな数字でございます。全国的に一体患者の数がどれくらいいるのかという点になりますと、なかなか的確な資料がございませんが、昭和三十八年に行なひました精神障害者の実態調査の数字によりますと、総数が百二十四万人、そのうちで精神病が五十七万人、こういう数字になつておまして、施設に収容することを必要とするという患者数の推計が百二十四万人のうち二十八万人というふうな数字が出ておまして、現在私ども持ち合わせているのはそのような資料でございます。

○藤原道子君 いま指定取り消し等をやつておるとおつしやいましたが、いままでも指定取消しをした数はどのくらいありますか。

○政府委員(村中俊明君) 全般的な資料は私持ち合わせておりませんが、新聞その他で報道されております施設数が十でございます。十カ所ございまして、この十カ所の施設の中で現実に指定病床を持つていられる施設の数が六カ所でございます。十施設の中で六カ所が指定病床を持つていられる病院について指定の取り消しをいたしました。一カ所はただいま指定の取り消しを考慮中。もう一施設については、これは職員労働争議の問題で病院の医療にはそれほど影響はないというふうな判断で、これは指定の取り消しをいたしております。

○藤原道子君 私は、百二十四万というものが少し内輪じゃないかと思ふのです、精神病のお医者さんなんか聞いてみると、これはもつと嚴重に調査をしていただきたいと思ひます。それから措置入院ですが、措置入院患者を見ますと、公立の場合は退院がわりに早いんですね。民間の場合は非常に長い間入つていられるように私の調査ではなりましたけれども、これはどうですか。

○政府委員(村中俊明君) 最近は大んだん入院期間が短かくなつてまいりまして、はつきりした記憶はございませんが、たしか二年ぐらいじゃないかと思つておまして、民間と公立の施設の関係につきましては若干の相違があるやうでございますが、ただ一番入院を延ばしていると思ひます。患者の医学的な状態から判断して措置を解除してもいいというふうな指定がきてても、患者の家族のほうの受け入れ態勢と申しますか、生活環境の問題で、なかなか医学的な条件だけでは解決されないというのが遷延の実情のやうでございます。

○藤原道子君 大体公立では平均どのくらいの期間か、私立はどのくらいかというところはわかるのでしょうか。

○政府委員(村中俊明君) これは昭和四十二年の資料でございますが、ちょっとこまかくなっておりますけれども、厚生省の所管しております精神病院の入院患者の在院日数は、四十二年の六月の調査によりますと三百四十六日。その前に、總平均でございますが、四百三十日になっております、全国平均ですね。そのうちで厚生省の所管している精神病床に入っている患者の在院日数は、いま申し上げました三百四十六日。それからその他の法人、これは医療法人、医療法人では四百七十一日、これは民間的な色彩が強い。こんな数字が出ております。

○藤原道子君　それで、退院したあとの、何と言いますか、アフターケアというのでしょうか、追跡調査というようなものなされているのですか。

○政府委員(村中俊明君) 御承知のとおり、精神衛生法に基づきまして退院した後のアフターケアということで、通院医療に対する公費の負担、これが医療費の二分の一を公費で持つておるわけでございますが、大体四万七千円ぐらいの年間の予算に相なっております。

○藤原道子君 たてまえはそうなっているけれど、
も、実際に行なっていますか。

○政府委員(村中俊明君) 四万七千円と申し上げますが、ほほ予算上は予算上の数値でございますが、ほぼ予算に見合ったような実数でございます。

○藤原道子君 私が聞くところによると、なかなか實際には問題点があるようでございます。私は新聞記事だけを承知してそれで質問のしているのじゃない。新聞記事もさることながら、實際に、第一、国公立が六十二で民商が千七十でしょう。国の精神病に對しての対策はなっていないですよ。単独病院でなく、病床のあるところまで入れて六十二とおっしゃるでしょう。そうですね、国公立が千七十。ところが、その民商がこのごろどういう状態にあるか、監視して歩く人はどのくらいあるのですか。

○政府委員（松尾正雄君） 医療法の面からいきま

して医療監視員というのがあるわけでございます。これが全国で三千百七十名程度でございます。

○藤原道子君 東京都でこの間、三鷹ですか、これが問題になっています。東京都では監視員といたつたけ、これは私の見違いかも知れないけれども、四人しかいないそうじゃないですか。東京はどのくらいいますか、医務局長。

○政府委員(松尾正雄君) 東京だけの数はちよつとここに持つておりませんけれども、三人とか四人とか、そんな数じゃないことは間違ひございません。そこへ行かれた人が、三人か四人の医療監視員が病院に行かれた、こういうふうに聞いております。

○藤原道子君　これは精神異常者であり、精神病質の人ですから本人の判断で事はできないでしょう。だから、よほど精神病院にはあたたい親心といふものがなければ、中で患者が何さされていくかわからない。これで国公立病院では赤字なんです。大体、精神病院が正確にやっていけば、ところが民間ではわりにそうでないのですね。どうしてその差ができるのか。実はきょうも陳情に来られた人たちの話に正規の――まあきょうも三鷹の出ていましたね、きのうですか。医者が二分の一ですか、看護婦三分の一。やはりきょう訴えら

れた中の一に有資格者の看護人、看護士ですか、これが非常に少ない、ほとんど無資格の人。四・四・二という規定はいまや夢物語で、二・二・六に行っていればいいほうで、一・一・八ぐらいな状態じゃなからうか、無資格者で、無資格者ということが中にいる人にはわからないのですね。そうすると、患者の扱いなどがどうしても粗雑になるか、看護すべきところへ手が回らない。だから、この看護助手の規定を特に精神病院ではきびしくしてもらいたい、こういう要求がございましたが、そういう点に対して御調査なすつたことがございますか。

は四十二年の十二月の調査ですけれども、看護従事者の数が全国の単独病院、これは単独の精神専門の病院ですが、これが八百十八ございますが、この中で看護職員の数が三万一千名、看護婦の数が一万二千八百、准看護婦が約六千、看護人——これは資格を持った者ですが、男の方ですが、看護人が約八百、補助者の数が約一万人、こういう数字が出ておりまして、私どもといたしましても、現在の病床に対する患者のオーバーというふうな実態を考えますと、極力いい看護ができるようなそういう力を入れていく必要があると、こう考えております。

○藤原道子君　これはいつの調査ですか。

○政府委員(村中俊明君)　四十二年の十二月の調査でございます。

とか従業員の問題は顧みられないところと問題がある。しかも、それを監督する人はまことに弱体である。もう少し精神病院に国が金をかけてもらいたい。文化が進むというか何というか、公害はふえるし、いろいろな社会が煩雑になってきますから、やれノイローゼだ何だといって、そういうものがふえてくるのじゃないですか。それなのに国がいまのような冷たい状態では、これは精神病院はますます民間が横行してくるということですよ。もともと民間にもいい人はおります。けれども、看護人の問題にいたしましたが、看護人というのは男、これは看護士となったものです。これは資格があるのですが、資格のない人は幾らですか。

それから一つ申し落しましたが、先ほど私、

○政府委員（村中俊明君） 約一万、一番終わりに申し上げました九千名でございます。

国立の施設が全部で——これは病棟を持っている病院も、いま申し上げました精神病だけの専門の病院も合わせて千三百三十の中で、国立が六十二あると申しました。そのとおりです。そのほかに都道府県立、それから市町村立、それから日赤、済生会、そういう公的医療機関、こういったものが国も合わせて二百五十五ございます。これが公立あるいは国立の医療機関の数ということでございます。

○藤原道子君 国立が六十二で、ほかに……。
○政府委員(村中俊明君) ちょっと小さくなりま

すが数字を申し上げますと、都道府県立が六十一、それから市町村立が七十八、その他の公的機

関と呼んでおりますが、公立の施設が五十四。
○藤原道子君 これはどういふ関係ですか。

○政府委員(村中俊明君) これは日赤とか済生会、これが五十四でございます。これはたしか二百五十五になっておりますが、その残りが千七百六ございしますが、これがその他の民間あるいは法人ということになると思います。

○藤原道子君 私が申し上げたいのは、とにかく民間が千七十六ですね。それでその管理状況を見ると、病院長とか経営者が主体となって、患者

か。やはりこのまま放置しておくのですか。それから、精神病院には医療法のあれは適用に

はならないのですか、看護婦のこれに……。

○政府委員（村中俊明君） 看護補助者の九千、約一万人近い問題の措置についてでございますが、私どももいたしましては、できるだけ看護人ないしは看護婦、准看護婦あるいは准看護人、とういふ有資格の者をふやすような、そういう配慮によつてこれを減らしていく。ただ、これを減らして看護力の不足ということがあつてもまずいわけでございますして、この点は非常に困難でございますが、方向としては努力をしてまいりたい、こう

思います。

なお、精神病院の勤務者についての研修を計画的に四十四年から実施しております。これは今後とも力を入れてまいりたい。これはただ医師、看護婦だけではなくて、たとえば事務局長、あるいは一般の医局の医師といったようなものにまで範囲を広げていくような研修を現在考えております。

○政府委員(松尾正雄君) 精神病院につきましても、医療法の標準とされている職員の数というものが規定されておまして、ただし、その場合は一般病院と違いまして、看護婦等につきましては入院患者六人に一人、結核と同じような措置がとられております。しかし、これはあくまで標準でございますから、それを上回っても差しつかえないということでございます。

○藤原道子君 これはぜひ努力していただきたい。普通の病院でも看護婦が足りないのですから、精神病院へなかなか来ないというところはわかるけれども、こういう状態が許されていはいはならないと思う。ことに、精神病院、社会の偏見から、ああ、あれは気違いだというのは、それは酷過ぎると思う。社会復帰できるのですから。その人たちの処遇こそ非常に大事だと思う。ところが、行つてひどいのも私一度見ましたけれども、あれじゃますます気違いになっちゃう、それでない人も。何かといえはなぐるんですからね。病室の中がぶんぶんくさくて、便所があるんですから。あれは新聞の誇大じゃございません。私も見ておる。こういうことをあなたたちがきくまで見過ごしておいたというところは怠慢だと思ふ。今後、社会生活がだんだん変わってまいりまして、こういう病室——私だって気違いにならないと保証できない。しかし、なおるんですから、そんならなおすような処遇をしなければ、一つの大きな罪悪だと思ふんです。それを経営者がほとんど実権を握っちゃって、従業員と話し合う機会もほとんどないというふうな状態が多いようでございます。一番金を安くあげるのは食事です。

と思ふのです。こういう問題も絶えず監視していただかなければ問題の解決にはならないと思ふので、この点は強く申し上げます。もうまじめに病院で働いておる従業員たちはつらいと思ふんです。こういう記事が出ると。最後にいい病院の例が出ておりました。その他入院しておる家族だつて非常につらいと思ふ。こういうことのあるまじやうに監督を強化する、それからまた、国がもっと精神病院に金を出すということをやまず第一に考えて、結局、精神病と結核は国が持ちますという大きなPRをしたんです。松尾さん、何年前でしたか措置入院を認めるというときに、ところが措置入院は認められけれども買収殺しのようになつて放置されたんじゃないか。この点はぜひ考えていただきたいと思ふ。それからもう一つ伺つておきたいのは、このころアルコール中毒の患者、それから麻薬の患者、この発生状況はどうなつておりますか、それからその対策。

○政府委員(村中俊明君) 先ほど御紹介申し上げました全国の実態調査の推計によりますと、中毒患者が総計で七万人という数字が出ております。これはほとんどその大部分がアルコール中毒患者であらうというふうに考えておまして、麻薬患者についてはごく少数のようでございます。

それから、これらの患者の措置につきましては、御承知のとおり、現在、先ほど申し上げました精神病院の一部に収容をいたしております。なお、アルコール中毒患者の退所後の指導、あるいはそういう家族を持つていらっしゃる方々の相談、こういった窓口的な指導業務につきましては、昭和四十五年度からは予算案をたてた計上いたしておりますが、全国の保健所の一部にそういう相談室を設けるような約一千二百万円ほどの予算がありますが、この中で一部をそういう相談室を設けることに使つてまいりたい、こう考えております。

○藤原道子君 アルコール中毒患者の特別な専門の施設というので、われわれやかましく言いました、法に基づくものが久里浜に一カ所できてお

ますね。その後の状況を伺いたいと同時に、そのほかにもアル中患者専門の病床ができるやに聞いておりますが、それは一体どうなつておりますか。

○政府委員(村中俊明君) 国公立の施設で収容している中毒患者の数がたしか百三十名前後となつております。そのほか、民間の調べた範囲内でございますが、施設の中で約三百人、四百五十人程度の精神病院のベッドを中毒患者の施設として使つておる形でございます。

○藤原道子君 そうじゃない。民間の病院で混合で入れているところでは、アル中患者は困るという意見があるのです。そこで、政府は、私たちに対して久里浜だけでなしに、もっとほかにもふやすというふうなことを言われたことがあるのです。その後ほかにもできておりますか、あるいはできる予定がありますかということは何つてい

○政府委員(村中俊明君) 後ほど資料をお手元にさしあげたいと思ひますが、総数で、いま記憶いたしておるのは、たしか国公立で百三十ベッド程度だと思つております。それから民間のほうにつきましても、できるだけベッド数を区分けをして、病棟ごとに収容するような形で現在指導いたしております。その数が、把握しておりますのは、約三百床でございます。

○藤原道子君 ぜひそれを調べてください。アルコール中毒はほうほうに放置されておりますよ。私の近所にもアル中患者がいて、とてももう家族が非常な悲劇におちいつてい。一人家出して大騒ぎになつてい。家族が、そういうのもあるのです。あるけれども、やかましく騒いだから久里浜ができたのです。このごろちよつと手をゆるめていたら、もう御安泰のような顔をしてい。もつと患者をさがし出して、社会に迷惑のかららないようにやっていたのがあなたの方の使命だと思ふのです。アル中患者は相当ふえているとい

うこと。それから麻薬はたいしたことないとおっしゃ

ましたが、麻薬の実態は、また日を迫つて御質問したいと思ひますが、その場が済めばいいというのじゃ困る。私は医務局にも申し上げなければ、たしか看護課長が——三十九年ですか、あなたが就任なさつたのは。

○説明員(永野貞君) 三十八年でございます。○藤原道子君 三十八年、そのときに医師会の幹部と会談していらつしやるのが医師会雑誌ですか、これに出てい。それを私拝見しましたけれども、それと同時に、私たち看護婦の不足、これをすいぶんやかましく言つたに、厚生省では、努力しております。あいたしますという答弁だつた。ところが今日の状態、あなたのあのときの見込みでも、一生懸命努力するから四十五年度には看護婦は余つてくるだろうというふうなことを言つておるのを私持つていきますから——つまり産業が機械化されるから婦人の労働力が余る。こ

ういうことから計算していくと、看護婦は四十五年度になれば余るような状態になると思ふ。このことを言つていらつしやる。結局、厚生省の考え方は甘いのでございます。むしろ今日では産業の高度成長とともに労働力が不足いたしまして、看護婦さんでもあらゆるところから引き抜き手が伸びてきてい。ホステスあたりからすいぶん伸びてきてい。ホステスが一時間の夜のアルバイトで二千円だそう。いろいろあの手の手でやつてきてい。それに対して厚生省は机上の空論で、いや大丈夫です、ふやします、こういうことを言つていたんじや、私は時代についていけないんじやないか、こういう不安が去らないわけなんです。ですから、また看護婦問題については、あなたのほうでもお考えになつてい。うでござ

いますけれども、私たちは私たちとして考えております。こういうことは今後の委員会でも十分議論するとい。まして、容易ならざる状態にあるんだということだけはひとと考えて対策を立てていただきたい。看護婦が働きたい職場、魅力ある職場にならなければ、潜在看護婦の掘り起こしとい

つてもなかなかできるものじやありません。潜

在看護婦を振り起こすといつても、働けるくらいならもつといふ条件のところがあるのですから。けれども看護婦さんになろうと決意してなつてこられた人たちは、一つの使命感というものを持っていますから、やはり職場で働けるならば看護婦としての職場へ帰りたいという考えはある。だが帰るについてはいまの職場ではやりきれない、ここへきておるのじゃないかと思ふ。だから潜在看護力の振り起こしと同時に、まず定着するような職場を考えていかなければならない。私は、看護教育に對しては、何だかんだと人事院では言つておりましたが、結局、学校教育法にのつとらない看護婦の養成機関でございまして、何かにつけて不利な点があるのです。したがつて、今後の看護教育は教育法にのつとたものに改めていくべきだと私は考えております。

これは次回でやるつもりとして、とにかく看護婦充足についての御決意を伺ひまして、きょうの私の質問は終わらせていただきます。

○政府委員(松尾正雄君) 率直に申し上げまして、ただいま御指摘のように、厚生省の過去におけるいろいろなものの見方が甘かつたじやないかといふことについては、私も否定をいたしました。いろいろな計算のしかたなり、見直しはあつたと存じますが、結果的にはやはり甘かつたと申し上げたほうが正しいと存じます。したがいまして、私どもは、この際、ひとつそういうふうな過去の苦い経験というふうなものも十分生かしまして、しかも、御指摘のように、いろいろな医療需要はまたこれからさらにふえてくるだろうと思ひます。決してこういう状態で医療というものはとまつていくわけではございせん、ますます患者の需要もふえてくる、こういうふうな考えられます。そういう動向を十分考慮した上で、しかも、先ほど申し上げましたように、本来勤務の条件というものは緩和してあげなければならぬ、それがまた看護婦全体の確保のために役立つ問題でございまして、そういう観点を全部織り込みました一つの計画を強力に進めたい、こういうふう

に考えておるわけではございまして、いろいろと今後御審議を賜ふようにと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○藤原道子君 精神病院に對しては、今後どのような対策を立てますか。新聞であれだけ内情が報道され、私たちが行つてみても悪いところが目につきまします。近く委員会としても、いい精神病院、最も悪い精神病院を視察しようといふことを寄り寄り相談しているわけでは、いまのままでいいと思ふのか、もつと精神病院を充実していこうと思つておられるのか、その計画等が考えられておれば、この際御発表願ひたい。

それから、いまのいろいろ指摘されております悪い病院等に対しては、指定取り消し等はごくわずかですよね、さつき伺つたら、指定取り消しをしなかつた病院がその後運営がよくなつておるかどうか、それもあわせてきょう伺つておきたい。

○政府委員(村中俊明君) 精神病院の今後の指導についてでございますが、これは一月、二月、三月と病院長会議、都道府県の衛生部長会議あるいは精神衛生の主管部長会議が引き続いて年度の変わり目として行なわれまして、私、大臣、また担当課長から精神衛生業務の管理につきまして相当具体的な指示、指導をいたしております。なお、特に問題の点をあげまして、次官通達で都道府県知事あてに監督についての指導もいたしまして、できれば年度の変つたなるべく早い機会に、全国の特定の病院を対象にしまして指導的な監査を行ないたい。なお、新聞でござんのとおり、先ほどちよつと触れましてたけれども、東京都では百五の精神病院を中心としていたしましてたまたま監査をやつて、大きな都市につきましてもそういう形を今後とつて、監査を強めてまいりたい、こう存じます。

なお、今後、精神病院をどんなふうな形で運営するかという点についてでございますが、これは多少充足になりますけれども、いま精神衛生対策の中で一番問題になつておりますことは、収容す

る施設が病院オンリーという実態があるわけではございます。言いかえましますと、中に収容されている患者が、他の施設があれば当然そこで適切な手当がでけるといふような対象も当然あるわけではございますが、その辺の実態がまだはつきりいたしませんで、四十四年度の予算で現在調査をいたしてあります。未分化の状態の病院、精神障害者の収容施設をできるだけ機能を持たせた、そういう体質改善を進めてまいりたい。その一つのケースとして、四十五年度には、社会復帰施設の予算もただいま予算案として計上いたしてあります。この辺の点についても御審議いただきまして、こういう病院オンリーから、さらに患者の状態によつて適切な施設に分けて収容していくといふふうな方向で体質改善をはかつていく必要がある、こう考えます。

○藤原道子君 私もそう思うのです。でも、結核にしても、精神病院にしても再入院が非常に多いのです。特に精神の場合には半分くらい再入院。だから社会復帰前の中間施設のコロニーのようなものを考えなければいかぬと思ふのです。病院にとり込められていて、いきなり社会におぼり出されても社会には偏見がある。社会の偏見を取り除くと同時に、その社会へ帰る前の中間施設、これは絶対に必要だと思ふのです。この間行つた生田病院ですか、あそこでは、再入院の比率はどうだといふたら、約半数といふことです。むだな金を使つておるのです。ですから、措置費でもつて、結核と精神は国の費用でということをつたつてい

らつたものだから、それならば、せつかくよくなつたものが、ちよつとそこで社会復帰までの訓練機関があれば再発しなくて済むものが、いきなり混乱している社会におぼり出され、社会には偏見がある、こういうことから再発する、そうして入院する。この悪循環は一日も早く断ち切る、そのためにコロニー施設といふものを思い切つてつくつてほしいといふことを強く要望し、さらに、看護婦さんの給与等については、もう少し医务局あたりも人事院にやかましく言つて、もう少し

し考えてください。こういうことを要望しまして、私の質問を終わります。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にとどめておきます。本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、心臓病児者に対する医療対策等に関する請願(第六四三三号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願(第六五九号)

一、衛生検査技師法の一部改正に関する請願(第六七五号)(第六七六号)(第六七五号)

第六四三三号 昭和四十五年二月二十七日受理

心臓病児者に対する医療対策等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区長尾台町三五八ノ一 梅崎國子外三百四十一名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六五九号 昭和四十五年二月二十七日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願

請願者 山口県萩市新川西区 安藤修道外 八名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第六七五号 昭和四十五年二月二十八日受理

衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県松戸市高塚新田二二八 安 正義

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第六七六号 昭和四十五年二月二十八日受理

衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鳴島町国立徳島療養所内 西条禎泰

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第七七五号 昭和四十五年三月四日受理

衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区白金五ノ九ノ一北里大 学内社団法人日本衛生検査技師会

内 佐藤乙一

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、柔道整復師法案(衆)

一、建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(衆)

法律案(衆)

柔道整復師法案

柔道整復師法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条・第九條)

第三章 試験(第十条・第十四條)

第四章 業務(第十五條・第十八條)

第五章 施術所(第十九條・第二十三條)

第六章 雑則(第二十四條・第二十五條)

第七章 罰則(第二十六條・第二十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「柔道整復師」とは、都道府県知事の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 柔道整復師の免許(以下「免許」という。)は、柔道整復師試験(以下「試験」という。)に合格した者に与える。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

二 伝染性の疾病にかかっている者

三 柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

(免許証の交付)

第五条 都道府県知事は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

(柔道整復師名簿)

第六条 都道府県知事は、柔道整復師名簿を作成し、当該都道府県の区域内に住所を有する柔道整復師の氏名、住所、本籍その他厚生省令で定

める事項を記載しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第七条 柔道整復師は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(免許の取消し等)

第八条 柔道整復師が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の実施)

第十条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、都道府県知事が行なう。

(柔道整復師試験委員)

第十一条 都道府県に、試験の事務をつかさどら

せるため、柔道整復師試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、柔道整復に関し学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に関し必要な事項は、都道府県知事が定める。

(受験資格)

第十二条 試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者で四年(同法第五十六条第一項に規定する者にあつては、二年)以上、文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

(不正行為者の受験停止等)

第十三条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(政令等への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、学校又は柔道整復師養成施設の指定の取消しその他指定に關し必要な事項は政令で、試験の科目、受験手続その他試験に關し必要な事項は厚生省令で定める。

第四章 業務

(業務の禁止)

第十五条 医師である場合を除き、柔道整復師で

なければ、業として柔道整復を行なつてはならない。

(外科手術、薬品投与等の禁止)

第十六条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)

第十七条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

(都道府県知事の指示)

第十八条 都道府県知事は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に関して必要な指示をすることができる。

2 医師の団体は、前項の指示に関して、都道府県知事に意見を述べることができる。

第五章 施術所

(施術所の届出)

第十九条 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

(施術所の構造設備等)

第二十条 施術所の構造設備は、厚生省令で定める基準に適合したものでなければならない。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下第二十二条において同じ。)は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限等)

第二十二条 都道府県知事は、施術所の構造設備が第二十条第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(再審査請求)

第二十三条 保健所を設置する市の市長が行なう第二十一条第一項又は前条の規定による処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第六章 雑則

(広告の制限)

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関するは、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住

所

二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

三 施術日又は施術時間

四 その他厚生大臣が指定する事項

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等審議会の権限)

第二十五条 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、第十二条に規定する柔道整復師養成施設及び前条第一項第四号に規定する指定に関する重要事項を調査審議し、並びに文部大臣の諮問に応じ、第十二条に規定する学校の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

2 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、第十条に規定する試験、第十八条第一項に規定する指示及び第二十二條に規定する処分に関する重要事項を調査審議するものとする。

第七章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたる者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に基づく業務の停止命令に違反した者

二 第十七条の規定に違反した者

三 第十八条第一項の規定に基づく指示に違反した者

四 第二十二條の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第二十四条の規定に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に附則第十二項の規定による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号。以下附則第四項から附則第七項まで、附則第九項、附則第十三項及び附則第十六項において「旧法」という。)の規定によりなされた柔道整復師の免許若しくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復業に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、それぞれ、この法律の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止命令、試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しく

は改善命令又はその他の処分とみなす。

8 前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

4 旧法に基づき交付された柔道整復師免許証は、この法律の規定により交付された免許証とみなす。

5 旧法に基づきあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に關する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号。以下附則第十四項において「旧施行令」という。）第三条の規定により作成された柔道整復師名簿は、第六条の規定により作成された柔道整復師名簿とみなす。

6 旧法の規定により厚生大臣が認定した柔道整復師に係る養成施設は、この法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師養成施設とみなす。

7 この法律の施行前に旧法に基づきあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に關する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号。以下附則第八項、附則第十三項及び附則第十五項において「旧施行規則」という。）第二十三条の規定によりなされた柔道整復師試験の受験の禁止は、第十三条後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

8 この法律の施行前に旧施行規則第二十四条の規定によりした届出は、第十九条の規定によりした届出とみなす。

9 都道府県知事は、内地（旧法附則第十八条に規定する内地をいう。）以下この項において同じ。）以外の地で、その地の法令によつて、柔道整復師の免許證を得た者であつて、昭和二十八年八月十五日以後に内地に引き揚げたものに対しては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、その履歴を審査して、免許を与えることができる。

できる。

10 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

11 旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項に規定する者とみなす。

12 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律の一部改正（柔道整復師等に関する法律の一部改正）
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律の一部を次のように改正する。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
第一条中「きゆう又は柔道整復」を「又はきゆう」に、「夫」を「それぞれ」に、「きゆう師免許又は柔道整復師免許」を「又はきゆう師免許」に改める。

第二条第一項中「きゆう又は柔道整復」を「又はきゆう」に、「きゆう師又は柔道整復師」を「又はきゆう師」に改め、同条第五項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合において、なお、その者について、期間を定めて同項の試験を受けることを許さないことができる。

項の試験を受けることを許さないことができる。

第三条を次のように改める。

第三条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことがある。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

二 伝染性の疾病にかかつている者

三 第一条に規定する業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

第三条の二 都道府県知事は、あん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を作成し、それぞれ、その都道府県の区域内に住所を有するあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師（以下「施術者」という。）の氏名、住所、本籍その他省令で定める事項を記載しなければならない。

第三条の三 施術者は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第四条中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を「施術者」に改める。

第五条中「及び柔道整復師」及び同条ただし書を削る。

第七条第一項中「きゆう業若しくは柔道整復業」を「若しくはきゆう業」に改める。

第九条中「取り消す」を「取り消すことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第九条の三 施術所の構造設備は、省令で定める基準に適合したものでなければならない。施術所の開設者は、その施術所につき、省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

第十条第一項中「施術者」の下に「若しくは施術所の開設者」を加え、「その清潔保持若しくは規格に關して検査を」を「その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査」に改める。

第十一条第一項中「免許証」を「並びに免許証」に改め、「並びに住所の届出」及び「に關する事項及び施術所の清潔保持又は規格」を削り、同条第二項を次のように改める。

都道府県知事は、施術所の構造設備が第九条の三第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨

を命ずることができる。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法（昭和四十五年法律第二十号）の定めるところによる。

第十二条の二第二項ただし書中「免許」の下に「（柔道整復師の免許を含む）」を加え、同条第二項中「第十号」を「第九号の二」に改め、「前項に規定する者」の下に「又はその施術所」を加える。

第十二条の三に後段として次のように加える。

この場合においては、第九条第三項の規定を準用する。

第十二条の三各号を次のように改める。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへん

の中毒者

二 伝染性の疾病にかかっている者

三 前条第一項に規定する医業類似行為の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 次の各号の一に該当する者は、

二万四以下の罰金に処する。

一 第一条の規定に違反して、あん摩、マツ

サージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とした者

二 虚偽又は不正の事実に基づいてあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者

三 第十二条の規定に違反した者

四 第十二条の三の規定に基づく業務禁止の処分に違反した者

第十三条の三 次の各号の一に該当する者は、

一万四以下の罰金に処する。

一 第五条又は第七条（第十二条の二第二項

において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第八條第一項（第十二条の二第二項にお

いて準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

三 第九條第一項の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

四 第十一條第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第十二条の三の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

二 第八條第一項（第十二条の二第二項にお

いて準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

三 第九條第一項の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

四 第十一條第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第十二条の三の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

第十四条を次のように改める。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五千

円以下の罰金に処する。

一 第三条の三又は第九條の二第二項若しく

は第二項（第十二条の二第二項においてこ

れらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六條の規定に違反した者

三 第十條第一項（第十二条の二第二項にお

いて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十四条の二 法人の代表者又は法人若しくは

人の代理人、使用人その他の従業者が、その

法人又は人の業務に關して、第十三条の三第

一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは

第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰

するほか、その法人又は人に対しても、各本

条の刑を科する。

附則第十八条中「きゅう術又は柔道整復術」

を「又はきゅう術」に、「夫々」を「それぞれ」に改

める。

附則第十八条の二第二項中「きゅう師又は

柔道整復師」を「又はきゅう師に」、「きゅう師

免許又は柔道整復師免許」を「又はきゅう師免

許」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、

柔道整復師等）に關する法律の一部改正に伴う經

過規定

13 この法律の施行前に旧施行規則第二十三条の

規定によりなされた旧法第二條第一項の試験の

受験の禁止は、前項の規定による改正後のあん

摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に關

する法律（以下附則第十六項までにおいて「新法」と

いう。）第二條第六項後段の規定によりなされ

た受験の禁止とみなす。

14 旧施行令第三條の規定により作成されたあん

摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう

師名簿は、それぞれ、新法第三條の二の規定

により作成されたあん摩マツサージ指圧師名

道整復師等に關する法律の一部改正に伴う經

過規定

13 この法律の施行前に旧施行規則第二十三条の

規定によりなされた旧法第二條第一項の試験の

受験の禁止は、前項の規定による改正後のあん

摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に關

する法律（以下附則第十六項までにおいて「新法」と

いう。）第二條第六項後段の規定によりなされ

た受験の禁止とみなす。

14 旧施行令第三條の規定により作成されたあん

摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう

師名簿は、それぞれ、新法第三條の二の規定

により作成されたあん摩マツサージ指圧師名

簿、はり師名簿又はきゅう師名簿とみなす。

15 この法律の施行前に旧施行規則第二十四條

（旧施行規則第二十六條の二）において準用する

場合を含む。）の規定によりした届出は、新法第

九條の二（新法第十二條の二第二項において準

用する場合を含む。）の規定によりした届出とみ

なす。

16 この法律の施行前に旧法第十一條第二項の規

定によりなされた施術所についての使用の制限

若しくは禁止又は修繕若しくは改造の命令は、

新法第十一條第二項の規定によりなされた使用

の制限若しくは禁止又は改善命令とみなす。こ

の場合において、当該処分のうち期間が定めら

れていない処分については、都道府県知事（保

健所を設置する市にあつては、市長）は、この

法律の施行後遅滞なく期間を定めなければなら

ない。

（あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師

法の一部を改正する法律の一部改正）

17 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師

法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百

六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「以下「一部改正法律」とい

う。」を削り、「一部改正法律による改正後のあ

ん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔

道整復師等）に關する法律の一部改正に伴う經

過規定

18 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師

法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律

第百二十号）の一部を次のように改正する。

道整復師等に關する法律」を「柔道整復師法（昭

和四十五年法律第二十号）による改正後のあ

ん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に

關する法律」に改める。

附則第三項中「並びに第十四條」を「の規定並

びにこれらの規定に係る第十三條の二から第十

四條の二まで」に改める。

（あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師

法等の一部を改正する法律の一部改正）

18 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師

法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律

第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この法律による改正後のあん

摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道

整復師等）に關する法律」を「柔道整復師法（昭和

四十五年法律第二十号）による改正後のあん

摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等）に關

する法律」に改め、「第二項」の下に「並びに柔道

整復師法第二十五條第一項」を加え、「新法第一

條に掲げるもの」を「あん摩、マツサージ、指

圧、はり、きゅう及び柔道整復」に改める。

（罰則に關する経過規定）

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

20 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一

号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表あん摩、マツサージ、

指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会の

項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう

師、柔道整復師等）に關する法律」を「あん摩

マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等）に關す

る法律」に改め、「規定する処分」の下に「並び

に柔道整復師法（昭和四十五年法律第二十号）

第十二條に規定する柔道整復師養成施設の指定

及び同法第二十四條第一項第四号に規定する

指定」を加え、「同法第二條第一項」を「あん摩

マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等）に關す

る法律」に改め、「規定する処分」の下に「並び

に柔道整復師法（昭和四十五年法律第二十号）

第十二條に規定する柔道整復師養成施設の指定

及び同法第二十四條第一項第四号に規定する

指定」を加え、「同法第二條第一項」を「あん摩

る法律第二條第二項に改め、「学校の認定」の下に「及び柔道整復師法第十二条に規定する学校の指定」を加える。

(生活保護法の一部改正)

21 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

(理療療法士及び作業療法士法の一部改正)

22 理療療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改める。

(沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正)

23 沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次、第三章第三節の節名、第十条の見出し及び同条中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改める。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

第一条 この法律は、多数の者が使用し、又は利

用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、その建築物における衛生的環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ)で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

第三条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。

一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。

二 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

(建築物環境衛生管理基準)

第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という)に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、こん虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて

用する建築物の維持管理をするように努めなければならない。

(特定建築物についての届出)

第五条 特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があつたときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という)は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ)に届け出なければならない。

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替へるものとする。

3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定めるものについて前三項の規定による届出を受けたときは、その旨を都道府県労働基準局長に通知するものとする。

(建築物環境衛生管理技術者の選任)

第六条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有す

る者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることが出来る。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

(建築物環境衛生管理技術者免状)

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生大臣が交付する。

一 厚生省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したもの

二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者

2 厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行なわなければならない。

一 第三項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

3 厚生大臣は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者が、この法律又はこの法律に基づく処分違反したときは、その建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ずることができる。

4 都道府県知事は、建築物環境衛生管理技術者

免状の交付を受けている者について、前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に申し出なければならない。

5 建築物環境衛生管理技術者免状の交付又は再交付の手数料は政令で、建築物環境衛生管理技術者免状の交付、再交付その他建築物環境衛生管理技術者免状に関する手続的事項は厚生省令で定める。

(建築物環境衛生管理技術者試験)

第八条 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識について行なう。

2 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生大臣が行なう。

3 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生省令で定める実務に従事した者でなければ、受けることができない。

4 建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料は政令で、建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に関し必要な事項は厚生省令で定める。

(建築物環境衛生管理技術者試験委員)

第九条 厚生省に、建築物環境衛生管理技術者試験に関する事務をつかさどらせるため、建築物環境衛生管理技術者試験委員を置く。

2 建築物環境衛生管理技術者試験委員は、厚生大臣が、その職員又は学識経験のある者のうちから任命する。

3 前二項に定めるもののほか、建築物環境衛生管理技術者試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(帳簿書類の備付け)

第十条 特定建築物所有者等は、厚生省令の定めるところにより、当該特定建築物の維持管理に關し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならない。

(報告、検査等)

第十一条 都道府県知事は、厚生省令で定める場

合において、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令等)

第十二条 都道府県知事は、厚生省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなりおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権限を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。

(国又は地方公共団体の用に供する特定建築物に關する特例)

第十三条 第十一条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。

2 都道府県知事は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物について、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、必要な説明又は

資料の提出を求めることができる。

3 前条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。ただし、都道府県知事は、当該特定建築物について、同条に規定する事態が存すると認めるときは、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(再審査請求)

第十四条 保健所を設置する市の市長が行なう第十一条第一項又は第十二条の規定による処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定に違反した者
二 第十二条の規定による命令又は処分違反した者

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十条の規定に違反して帳簿書類を備えず、又はこれに記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の規定違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

しても、各本条の刑を科する。

第十八条 正当な理由がないのに、第七条第三項の規定による命令に違反して建築物環境衛生管理技術者免状を返納しなかつた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に使用されている建築物で特定建築物に該当するものについては、第五条第一項中「当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内」とあるのは、「この法律の施行の日から一箇月以内」とする。

3 この法律の施行の日から起算して二年間は、特定建築物所有者等は、第六条第一項の規定にかかわらず、建築物環境衛生管理技術者を選任しないことができる。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十五号の次に次の一号を加える。
三十五の二 建築物環境衛生管理技術者試験を行ない、並びに建築物環境衛生管理技術者免状を交付し、及びその返納を命ずること。

第九条の二第一項第四号を次のように改める。

四 建築物における衛生的環境の確保に關する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行その他建築物衛生の改善及び向上に關すること。

(建築基準法の一部改正)

建築基準法の一部を次のように改正する。

第九十三条第四項中「尿浄化槽」の下に「又

は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第 号）第二条第一項に規定する特定建築物に該当する建築物」を加える。

第三号中正誤

ベ	段	行	誤
九	ニ	三	くろろと
			しろろと
			正

昭和四十五年三月二十六日印刷

昭和四十五年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局